

生駒市規則第 17 号

生駒市都市公園条例施行規則及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市公園条例施行規則及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市都市公園条例施行規則（昭和 45 年 3 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項を削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 7 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可した者に対して許可書を交付する。

第 7 条から第 9 条までを次のように改める。

第 7 条から第 9 条まで 削除

第 10 条第 2 号中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 12 条第 1 号及び第 2 号中「。ただし、フィールドアスレチックを使用する場合を除く。」を削る。

第 17 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 7 条の 2 の規定により生駒山麓公園の管理を指定管理者に行わせる場合における様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 7 号の規定の適用については、様式第 1 号及び様式第 4 号中「生駒市長」とあるのは「指定管理者」

と、様式第7号中「生駒市長 〇〇」とあるのは「指定管理者 〇〇」とする。

第18条を次のように改める。

(施行の細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第2条 生駒市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを次のように改める。

(駐車場の使用時間)

第7条 生駒山麓公園駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更することができる。

(駐車場の休場日)

第8条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 火曜日（6月1日から9月30日までの期間にある日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

(2) 12月27日から翌年の1月5日までの日

(駐車場の使用)

第9条 駐車場を使用する者は、自動車を駐車場に入場させるときには駐車券の交付を受け、又は次条の駐車場無料利用券を所定の機器に挿入し、当該自動車を駐車場から出場させるときには当該駐車券又は当該駐車場無料利用券を所定の機器に挿入しなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(駐車場無料利用券)

第9条の2 市長は、条例別表第3備考第3項の規定により使用料が無料となる自動車に係る駐車場の使用その他市長が必要と認める駐車場の使用に関し、駐車場無料利用券を交付することができる。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 駐車場無料利用券の交付を受けようとする者は、市長の定めるところにより申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、駐車場無料利用券に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第14条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料の減免)

第14条の2 前3条の規定にかかわらず、駐車場の使用料の減免に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則(平成3年11月生駒市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第2条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を受けて」を削る。

第3条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を受けて」を削る。

第4条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第5項を削る。

第5条、第6条、第9条、第11条及び第12条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第14条を次のように改める。

(指定管理者に関する読替え)

第14条 条例第2条の2の規定によりセンターの管理を同条に規定する指定管理者に行わせる場合における第2条から第6条まで、第9条、第11条、第12条及び様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、第2条及び第3条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」と、第4条から第6条まで、第9条、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「生駒市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「生駒市長 ㊦」とあるのは「指定管理者 ㊦」と、様式第4号中「生駒市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表中「プール」を「温水プール」に改め、同表ゲートボール場の項を削る。

様式第1号中「指定管理者」を「生駒市長」に改め、「ゲートボール場(A B)」及び「・ゲートボール場」を削る。

様式第2号中「指定管理者」を「生駒市長」に改める。

様式第3号中「指定管理者 ㊦」を「生駒市長 ㊦」に改め、「ゲートボール場(A B)」及び「・ゲートボール場」を削る。

様式第4号中「指定管理者」を「生駒市長」に改め、「ゲートボール場(A B)」及び「・ゲートボール場」を削る。

様式第5号中「ゲートボール場(A B)」及び「・ゲートボール場」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、

生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例（平成21年3月生駒市条例第11号）附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

（生駒市都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 駐車場無料利用券の交付の手続に関する行為は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。